優良住宅部品認定基準及び付加認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

面格子

Grille For Windows

BLS GW:2013

２０１３年４月３０日公表・施行

一般財団法人 ベターリビング

―――― 平成１７年１２月１日付で公表した「改正優良住宅部品認定基準等（平成１７年９月９日付け改正）の運用について」を示したものです。

目　　次

優良住宅部品認定基準及び付加認定基準

面格子

Ⅰ．総則
1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
（6. 寸法）
Ⅱ．要求事項
1 住宅部品の性能等に係る要求事項
（1.1 機能の確保）
1.2 安全性の確保
1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
（1.2.3 健康上の安全性の確保）
1.2.4 火災に対する安全性の確保
1.3 耐久性の確保
1.4 環境に対する配慮
1.4.1 製造場の活動における環境配慮
1.4.2 住宅部品のライフサイクルの各段階における環境配慮
1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
1.4.2.3 施工時における環境配慮
（1.4.2.4 使用時における環境配慮）
1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
2 供給者の供給体制等に係る要求事項
2.1 適切な品質管理の実施
2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
2.2.1 適切な品質保証の実施
2.2.2 確実な供給体制の確保
2.2.3 適切な維持管理への配慮
2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
2.2.4 確実な維持管理体制の整備
2.2.4.1 相談窓口の整備
2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
2.3 適切な施工の担保
2.3.1 適切なインターフェイスの設定
2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
3 情報の提供に係る要求事項
3.1 基本性能に関する情報提供
3.2 使用に関する情報提供
3.3 維持管理に関する情報提供
3.4 施工に関する情報提供
Ⅲ．付加認定基準
Ⅳ．附則

優良住宅部品認定基準
面格子

Ⅰ．総則

1. 適用範囲

本基準は住宅の窓に取り付けられる面格子に適用する。

2. 用語の定義

a) 可動ルーバー型：格子の形状がルーバー状で、ルーバーを回転させることにより、採光・通風又は目隠し状態になる面格子をいう。

b) 非常開放型：非常時に内部から面格子の一部又は全体が開放でき、人の脱出が可能となる面格子をいう。

c) 開放機構：非常開放型において面格子の一部又は全部を開放する機構をいう。

d) 開放装置：非常開放型においてロック機構を解除するための操作部及びロック部をいう。

e) 取付枠　　：面格子のうち取付金物を固定するための枠をいい、桟も含む。

f) 取付金物　：面格子を躯体等へ固定するための金具をいい、埋め込みアンカーを含む。

g) 取替えパーツ：製品の構成部品のうち、取替えることが可能なパーツ。

h) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。

3. 部品の構成

a) 標準的な構成部品は表－１を対象とする。

表－１　標準的な構成部品

構成部品名	構成の別(注)	備考
取付枠	●	
格子材	●	
取付金物	●	
エンドキャップ	△	
ルーバー開閉装置	●	可動ルーバー型の場合に適用する
開放装置	●	非常開放型の場合に適用する

注)構成の別

●：(必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化したもの。又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。

a）取付金物の躯体への取り付け

b）面格子の取付金物による取り付け

c） 非常開放型の場合は、開放装置の調整

（6. 寸法）

Ⅱ．要求事項

1　住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

a）非常開放型の操作性

1）開放装置の操作部は、高齢者や児童が容易に操作でき解放できること。

2）開放装置の操作方法は、見えやすい位置に表示すること。

b）非常開放型の開放装置の材質

開放装置のロック部は、さびにくい材質のものを使用すること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a）面格子の強度

面格子の強度は、所定の面外荷重において、十分な耐力を有すること。

b）取付金物の固定強度

取付金物の固定強度は、所定の面内及び面外荷重において、十分な耐力を有すること。

c）格子の剛性及び強度

格子の剛性及び強度は、所定の面内及び面外荷重において、たわみ量が少なく、十分な耐力を有すること。

d）異形格子の強度

異形格子の強度は、所定の面外荷重において、十分な耐力を有すること。

e）非常開放型のロック部の強度

開放装置のロック部の強度は、開放方向からの所定の荷重において、十分な耐力を有すること。

1.2.2　使用時の安全性及び保安性の確保

a）格子と格子の間隔及び面格子と躯体との隙間寸法は、適切なものであること。

b）人体の触れやすい箇所に、バリ、メクレ、危険な突起物がないこと。

c）外部より日用工具で容易に面格子取付部及び格子が外せないこと。

d）非常開放型の開き方向

開放機構の開き方向は、開放した場合に廊下の通行を妨げないこと。

e）非常開放型のロック部の構造

ロック部は、日用工具で容易に外部から外せない構造であること。

f）非常開放型の開放機構の構造

開放機構は、開閉の妨げとならないようゴミが入りにくい構造とすること。

g）非常開放型の開放装置の操作部の構造

開放装置の操作部は、窓が開いていても外部から操作できない機構とすること。

h）非常開放型の開放時の開口寸法

開放時においては、通常、人が摺り抜けられる開口寸法が確保されていること。

（1.2.3　健康上の安全性の確保）

1.2.4　火災に対する安全性の確保

構成部品は不燃材又は難燃材の材料であること。ただし、エンドキャップで樹脂製のものは除く。

1.3　耐久性の確保

a）塗膜の耐久性

1）耐食性

スチール製で塗装仕上げとする面格子にあっては、仕上げが耐食性を有すること。

2）耐塩水性

スチール製で塗装仕上げとする面格子にあっては、仕上げが耐塩水性を有すること。

3）耐衝撃

スチール製で塗装仕上げとする面格子にあっては、仕上げが耐衝撃性を有すること。

4）鉛筆硬さ

スチール製で塗装仕上げとする面格子にあっては、仕上げが十分な硬度を有すること。

5）付着性

スチール製で塗装仕上げとする面格子にあっては、仕上げが付着力を有すること。

6）耐候性

スチール製で塗装仕上げとする面格子にあっては、仕上げが耐候性を有すること。

b）可動ルーバーの開閉耐久性

可動ルーバーは、所定の開閉を繰返した後に異常なく開閉し、使用上支障がないこと。

c）部材の内部に雨水が侵入しにくい構造であること。

d）異種金属の接触による電食がない部材組立て、表面処理を行うこと。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 面格子のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

（1.4.2.4 使用時における環境配慮）

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a）保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b）無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む。）に応じ、５年以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

＜免責事項＞

１　住宅用途以外で使用した場合の不具合

２　ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合

３　メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合

４　メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動･分解などに起因する不具合
５　建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
６　海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
７　ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
８　火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

a) 構成部品において、取替えパーツ（消耗品である場合はその旨）について明確にしていること。
b) 構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツの交換の必要性を明らかにすること。
d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を１０年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の注意点、禁止事項が明らかと

なっていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

面格子に関する基本的な事項についての情報のうち一定の事項が、容易に入手できる方法により提供されること。

3.2 使用に関する情報提供

面格子の使用について、一定の事項を記載した取扱説明書及び保証書が所有者に適切に提供されること。

3.3 維持管理に関する情報提供

面格子の専門的な維持管理の実施に要する情報のうち一定の事項が、容易に入手できる方法により維持管理者に適切に提供されること。

3.4 施工に関する情報提供

面格子の次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に適切に提供されること。

a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

b) 品質保証に関する事項を記載した施工説明書等が、施工者に提供されること。

Ⅲ．付加認定基準
（防犯性の向上に寄与する特長）

１．認定基準Ⅱ．要求事項の 1.2.2　使用時の安全性及び保安性の確保 i）として、次のとおり追加して適用する。

i）防犯上の安全

面格子は、次のすべての侵入手口に対し、侵入を５分間以上防ぐ防犯性能を有すること。

1）格子外し

2）格子切断

3）取り付け部破壊

２．認定基準Ⅱ．要求事項の 3.1 基本性能に関する情報提供 e)として、次の通り追加して適用する。

e）防犯性能

Ⅳ．附則

１．この認定基準（面格子　ＢＬＳ　ＧＷ：２０１３）は、２０１３年４月３０日から施行する。

２．この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（面格子　ＢＬＳ　ＧＷ：２００８-①）は廃止する。

３．この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から３か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。

４．この認定基準の施行の日以前に、既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第１６条第１項の認定を受けており（３．により施工の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第２８条第１項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

「優良住宅部品認定基準（面格子）」の
解　説

この解説は、優良住宅部品認定基準（面格子）において、要求事項の根拠等を補足的に説明するものである。

Ⅰ　今回の制定内容

１．保証における免責事項の基準内への記載
２．適切な施工の担保及び情報提供の変更
３．引用 JIS 規格の更新.

Ⅱ　基準改正の概要

[2009 年 3 月 31 日公表・施行]

１．安全に係る要求項目の第三者性の確保

[2008 年 12 月 15 日公表・施行]

１．開閉耐久性の追加

[2008 年 10 月 1 日公表・施行]

１．附則の追記

[2005 年 12 月 28 日公表・施行]

１．評価基準の制定

２．付加認定基準の評価基準の制定

。